

第695回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成28年 4月 5日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

(1) 輸出入関係取扱品目分担一覧表の改正について

業務部 野口 管理課長

(2) 誤びゅう防止について

調査部 調査統計課 内山 統計課長

(3) 横浜税関における平成27年知的財産侵害物品差止状況について

業務部 篠原 知的財産調査官

(4) 輸入統計品目表の一部改正について

業務部 清宮 首席関税鑑査官

(5) 主要食糧の需給及び価格安定に関する法律に係る他法令確認方法の追加について

業務部 金子 統括審査官（通関総括第3部門）

○連絡事項

・税関ホームページへの原産地証明書発給機関の公表について

業務部 佐々木 原産地調査官

・通関業法改正に係る要望について

業務部 山本 首席通関業監督官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **平成28年5月10日（火）12:00～**

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 28 年 4 月 5 日

各 位

横 浜 税 関

誤びゅう防止のお願い

平素、税関行政にご協力いただき有り難うございます。
表題の件につきまして、申告貨物数量や金額などに大きな誤びゅうが散見されております。

主な誤びゅうの原因を例示しますと、

1. 通貨種別を日本円(JPY)で申告するところ、米ドル(USD)で申告してしまい、結果 100 倍近くの金額差が発生してしまった。
※5,000 万円を 5,000 万ドル ⇒ 60 億円(およそ▲55 億 5,000 万円の誤差)
2. インボイスに記載の金額若しくは数量の「カンマ,」と「小数点」を見間違えて申告したために、およそ 1000 倍の差が発生してしまった。
※10 トンを 10,000 トン ⇒ ▲9,990 トンの誤差
3. 数量単位が「KG」で申告するところ、インボイスに記載の「MT」の数量で誤って申告したために、およそ 1000 倍の数量差が発生してしまった。
※10MT を 10,000KG と申告すべきところ 10KG で申告 ⇒ 9,990KG の誤差等、ダブルチェックの励行などで防げるものが多くありました。

貿易統計データは、通関業者の皆様が作成した輸出入申告書を基に集計されており、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されています。データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがす重大な事案となります。

つきましては、添付のチラシ「誤びゅう防止にご協力ください!」を、NACCS 端末などの近くに掲示していただき、申告前の再チェックに役立てていただきますよう、お願い申し上げます。



通関業者の皆様へ

平成28年4月
横浜税関

誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コードは正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告内容の再確認をお願いいたします！！



差止件数は過去最多！

～平成27年の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況～

平成27年の横浜税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の輸入差止状況について次のとおりお知らせします。

- ◆ 輸入差止件数は前年に引き続き過去最多を更新
- ◆ 中国からの知的財産侵害物品の輸入差止件数が全体の9割弱を占め、一極集中が継続
- ◆ バッグ類、靴類、携帯電話及び付属品で差止件数全体の7割
- ◆ 差止点数では電気製品、薬品が増加
- ◆ 3年ぶりに輸出貨物から知的財産侵害物品を差止め

【輸入差止件数及び点数】

- ・ 輸入差止件数は5,360件で、前年（4,710件）と比較すると約1.1倍となっています。輸入差止件数では、前年に引き続き過去最多となり、初めて5千件を超えました。
- ・ 輸入差止点数は59,024点で、前年と比較すると約半分となっています。これは、前年に1件当たりの点数が多い大口事案があったためです。
- ・ 輸入差止件数が増加している要因としては、近年のインターネットショッピングの増加により、有名ブランドの模倣品など知的財産侵害物品が通販サイトなどを通じて多く購入され国際郵便などで輸入されたためと推測されます。

【仕出国(地域)別】

- ・ 仕出国(地域)別の輸入差止件数の構成比は、中国が全体の87.1%、次いで香港、韓国と続き、中国からの一極集中が続いています。

【品目別】

- ・ 件数ベースでは、バッグ類、靴類、携帯電話及び付属品の順となっており、上位3品目で全体の7割を占めています。
- ・ 点数ベースでは、電気製品、バッグ類、携帯電話及び付属品の順となっており、電気製品(前年比90.9倍)や薬品(同6.9倍)、キーケース類(同約2.7倍)などが増加しています。

【知的財産別】

- ・ 知的財産別では、件数・点数とも偽ブランド品などの商標権侵害物品が99%を占めています。

【輸送形態別】

- ・ 輸送形態別では、郵便物で輸入されたものが件数で99.8%、点数で74.6%となっており、ほとんどが郵便物からの輸入差止となっています。

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

バッグ (商標権)	靴 (商標権)	スマートフォンのケース (意匠権)
		

輸入差止めが増加した物品

時計類 (商標権)	電気製品 (商標権/著作権)	キーケース類(キーホルダー) (商標権)
		

健康や安全を害する物品

医薬品 (商標権)	電気製品(バッテリー) (商標権)	子守帯 (商標権)
		

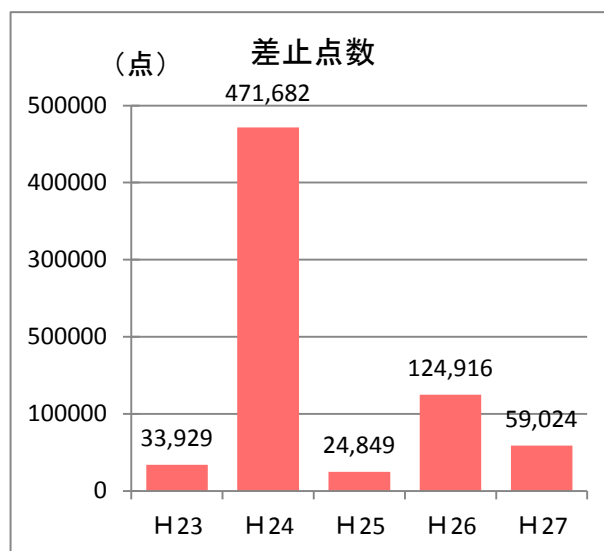
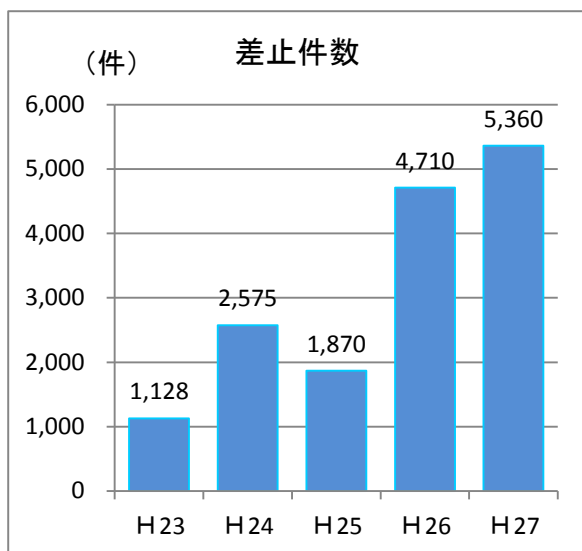
【輸入差止件数及び点数】

平成27年の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は5,360件であり、前年の4,710件と比較して113.8%となっています。また、輸入差止点数は59,024点で、前年の124,916点と比較して47.3%となっています。

1日平均で15件、162点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

また、件数が増加したにもかかわらず点数が減少したのは、前年同期に1件当たりの点数が多い大口事案があったためです。

横浜税関における輸入差止実績（差止件数・差止点数）



注：「差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告件数又は郵便物の数です。

「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(例) 1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上します。

<参考：全国実績との比較>

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
横浜実績	件数	1,128	2,575	1,870	4,710	5,360	113.8%
	点数	33,929	471,682	24,849	124,916	59,024	47.3%
全国実績	件数	23,280	26,607	28,135	32,060	29,274	91.3%
	点数	728,234	1,117,592	628,187	895,792	689,621	77.0%

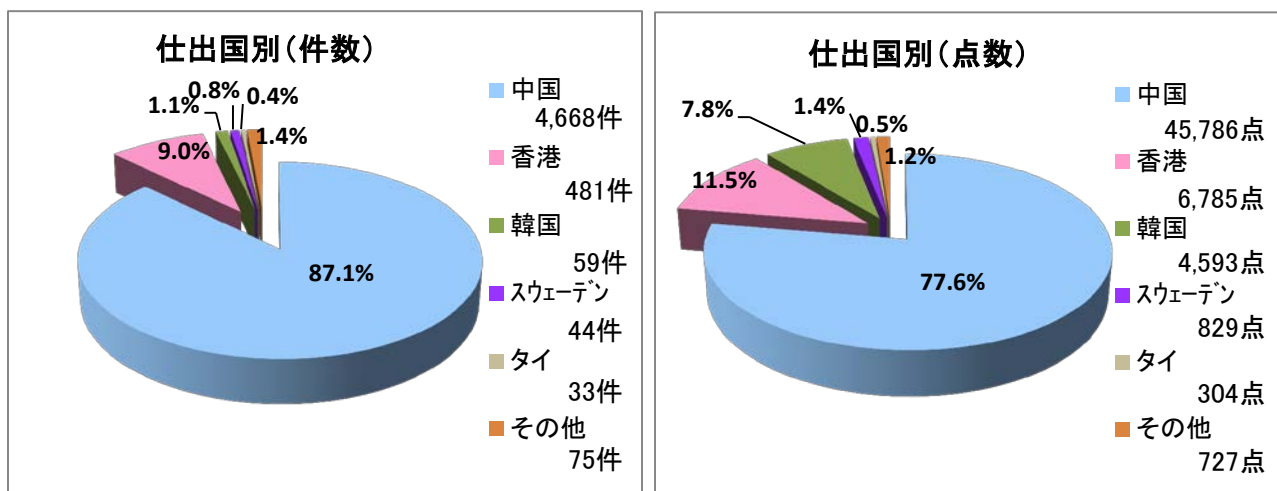
【仕出国（地域）別差止実績】

仕出国（地域）別差止件数は、中国が4,668件（構成比87.1%）、香港が481件（同9.0%）、韓国が59件（同1.1%）と続いています。

差止点数でも、中国が45,786点（構成比77.6%）、香港が6,785点（同11.5%）、韓国が4,593点（同7.8%）となっています。

中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別差止実績構成比（件数・点数）



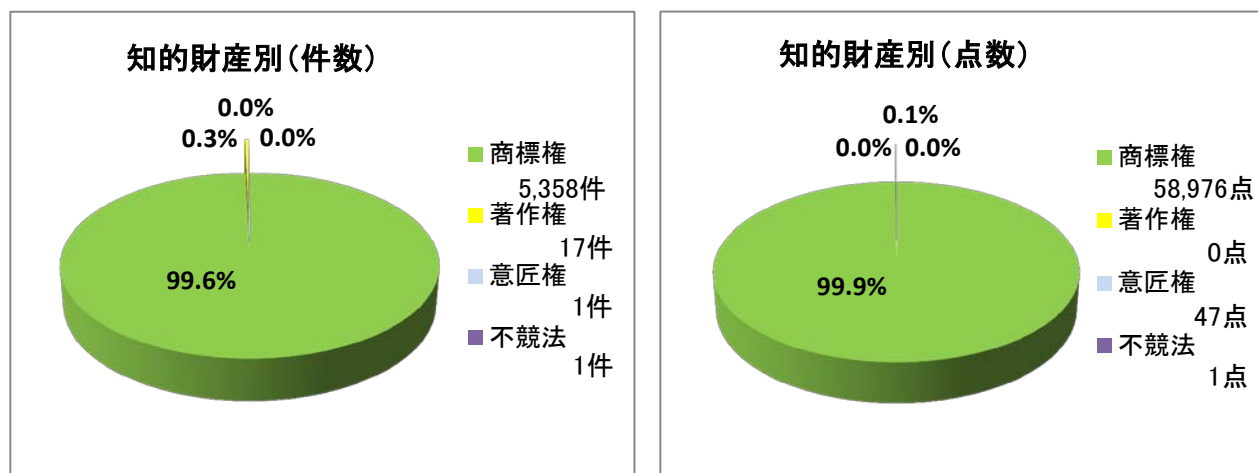
注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

【知的財産別差止実績】

知的財産別差止件数は、商標権侵害物品が5,358件（構成比99.6%）、次いで著作権侵害物品が17件（同0.3%）となっています。

差止点数では、商標権侵害物品が58,976点（構成比99.9%）、意匠権侵害物品が47点（同0.1%）となっており、件数・点数ともに偽ブランド品などの商標権侵害物品が大半を占めています。

知的財産別差止実績構成比（件数・点数）



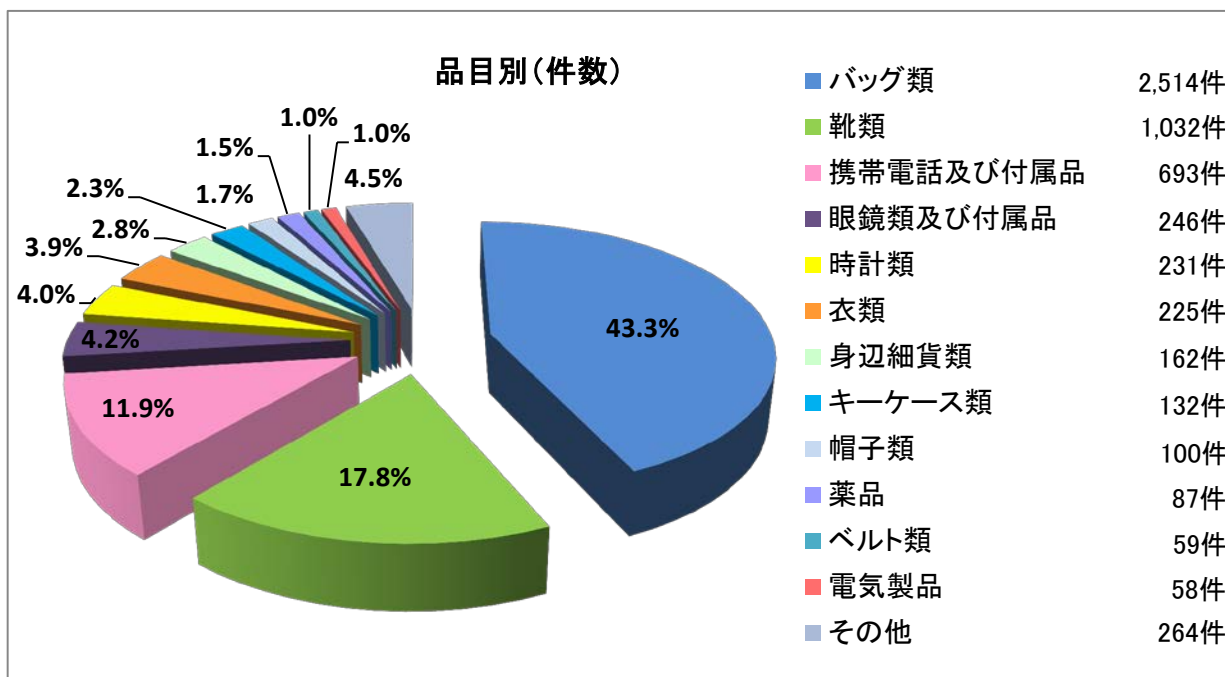
注）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。点数についてはP7表中上位の知的財産にのみ計上されます。

【品目別差止実績】

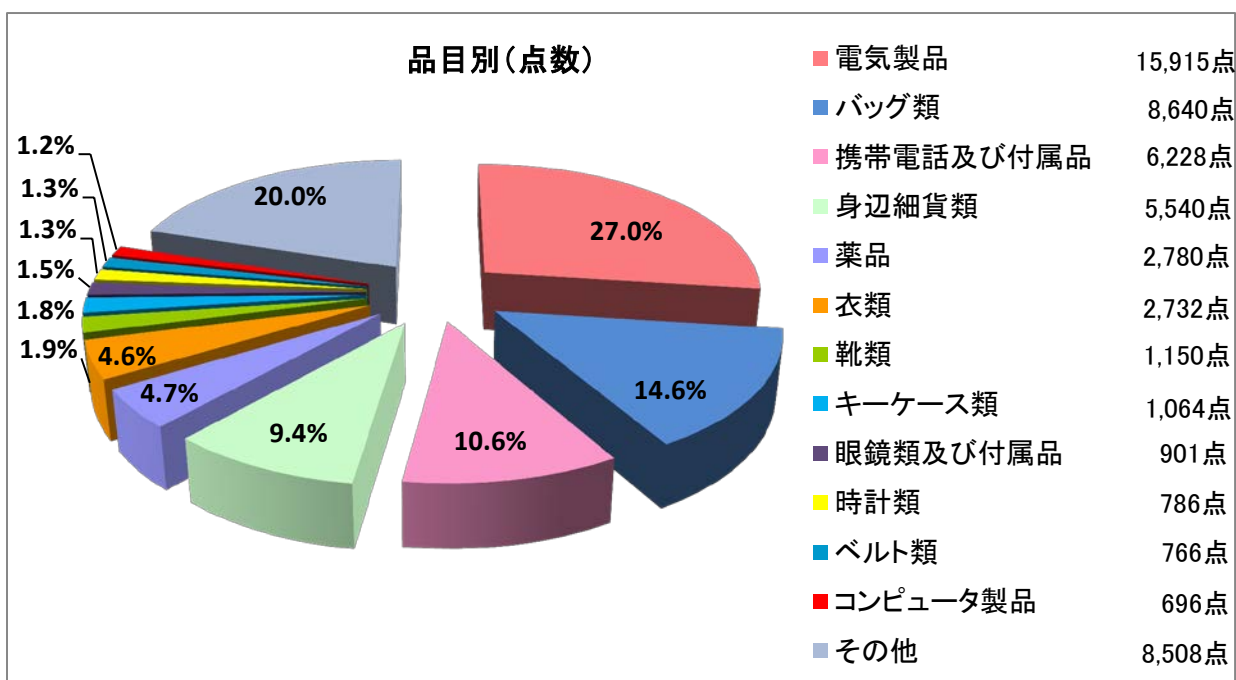
品目別差止件数は、バッグ類が2,514件（構成比43.3%）、靴類が1,032件（同17.8%）、携帯電話及び付属品が693件（同11.9%）、眼鏡類及び付属品が246件（同4.2%）と続いており、上位3品目で全体の7割を占めています。

差止点数では、電気製品が15,915点（構成比27.0%）、バッグ類が8,640点（同14.6%）、携帯電話及び付属品が6,228点（同10.6%）、身近細貨類が5,540点（同9.4%）となっています。電気製品（15,915点、前年比90.9倍）や消費者の健康を害する恐れのある物品である薬品（2,780点、同6.9倍）の差止点数が増加しています。

品目別差止実績構成比（件数・点数）



注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。



注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

【計表】 知的財産侵害物品に係る輸入差止実績

1. 輸送形態別(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	一般貨物	13	24	11	13	13	100.0%
	郵便物	1,115	2,551	1,859	4,697	5,347	113.8%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	5,360	113.8%
点数	一般貨物	23,628	442,306	3,875	52,785	14,983	28.4%
	郵便物	10,301	29,376	20,974	72,131	44,041	61.1%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	59,024	47.3%

(注)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	中国	1,045	2,518	1,559	3,926	4,668	118.9%
	香港	5	7	48	605	481	79.5%
	韓国	1	3	12	30	59	196.7%
	スウェーデン	0	0	0	3	44	1466.7%
	タイ	29	21	38	20	33	165.0%
	その他	48	26	213	126	75	59.5%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	5,360	113.8%
点数	中国	32,293	451,620	21,434	65,783	45,786	69.6%
	香港	42	567	861	4,317	6,785	157.2%
	韓国	10	1,031	252	2,011	4,593	228.4%
	スウェーデン	0	0	0	42	829	1973.8%
	タイ	1,397	17,758	600	701	304	43.4%
	その他	187	706	1,702	52,062	727	1.4%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	59,024	47.3%

(注1)本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の合計件数・点数を計上しています。

(注3)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	特許権	1	0	0	0	0	-
	意匠権	1	1	1	12	1	8.3%
	商標権	1,105	2,537	1,832	4,611	5,358	116.2%
	著作権	46	52	137	318	17	5.3%
	著作隣接権	0	0	0	0	0	-
	育成者権	1	0	0	0	0	-
	不競法	0	1	14	79	1	1.3%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	5,360	113.8%
点数	特許権	7,190	0	0	0	0	-
	意匠権	5	125	8	647	47	7.3%
	商標権	23,484	440,463	21,923	123,484	58,976	47.8%
	著作権	1,435	31,094	2,897	687	0	全減
	著作隣接権	0	0	0	0	0	-
	育成者権	1,815	0	0	0	0	-
	不競法	0	0	21	98	1	1.0%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	59,024	47.3%

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に計上されています。従って、知的財産ごとの件数の合計(のべ数)と合計欄は一致しません。構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

なお、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。

(注3)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注4)各権利の保護対象:特許権は発明、実用新案権は形あるアイデア、意匠権はデザイン、商標権はマーク、ブランド、著作権は著作物、育成者権は植物の新品種。不正競争防止法違反物品:周知されている表示との混同を生じさせる物、著名な表示を使用する物、商品の形態を模倣する物、プログラムの実行を防止する技術により制限されているプログラムの実行を可能にする装置等。

4. 品目別輸入差止実績(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	バッグ類	307	645	547	2,035	2,514	123.5%
	靴類	245	912	184	712	1,032	144.9%
	携帯電話及び付属品	13	66	140	681	693	101.8%
	眼鏡類及び付属品	6	37	307	354	246	69.5%
	時計類	8	35	46	110	231	210.0%
	衣類	333	699	394	265	225	84.9%
	身辺細貨類	12	29	27	69	162	234.8%
	キーケース類	6	46	34	91	132	145.1%
	帽子類	6	17	25	69	100	144.9%
	薬品	1	7	5	10	87	870.0%
	ベルト類	24	57	43	89	59	66.3%
	電気製品	23	31	147	17	58	341.2%
	その他	228	223	166	585	264	45.1%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	5,360	113.8%
点数	電気製品	154	198	466	175	15,915	9094.3%
	バッグ類	9,981	25,614	2,035	5,116	8,640	168.9%
	携帯電話及び付属品	314	1,101	5,086	10,381	6,228	60.0%
	身辺細貨類	159	750	1,975	2,787	5,540	198.8%
	薬品	50	331,414	155	403	2,780	689.8%
	衣類	4,685	7,582	7,349	4,532	2,732	60.3%
	靴類	338	2,012	508	1,028	1,150	111.9%
	キーケース類	2,948	3,811	72	388	1,064	274.2%
	眼鏡類及び付属品	10	79	2,174	1,397	901	64.5%
	時計類	17	144	142	353	786	222.7%
	ベルト類	61	1,753	138	970	766	79.0%
	コンピュータ製品	318	155	777	2,928	696	23.8%
	その他	14,894	97,069	3,972	94,458	11,826	12.5%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	59,024	47.3%

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれの品目に計上されるため品目ごとの合計件数と事案の合計件数である合計欄の件数は一致しません。

(注3)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考) 輸出差止実績(件数・点数)

(1) 仕向国(地域)別

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	韓国	0	2	0	0	1	全増
	アフガニスタン	1	0	0	0	0	-
点数	韓国	0	61	0	0	240	全増
	アフガニスタン	2	0	0	0	0	-

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸出貨物及び輸出郵便物の件数・点数を計上しています。

(2) 知的財産別

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	商標	1	2	0	0	1	全増
点数	商標	2	61	0	0	240	全増

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸出貨物及び輸出郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。

(3) 品目別

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
件数	バッグ類	0	2	0	0	0	-
	キーケース類	0	1	0	0	0	-
	時計類	1	0	0	0	0	-
	運動用具	0	0	0	0	1	全増
	合計	1	2	0	0	1	全増
点数	バッグ類	0	60	0	0	0	-
	キーケース類	0	1	0	0	0	-
	時計類	2	0	0	0	0	-
	運動用具	0	0	0	0	240	全増
	合計	2	61	0	0	240	全増

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸出貨物及び輸出郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官 (横浜第1港湾合同庁舎1階)
 〒 231-8401 横浜市中区新港1-6-2 TEL 045-212-6116(直通)
 横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。

(施行日：平成28年4月1日)

平成28年3月財務省告示第百七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10	一粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）			0402.10	一粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		
	一砂糖を加えたもの				一砂糖を加えたもの		
110	一独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	110	一独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
	一その他のもの				一その他のもの		
121	一関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG	121	一関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG
129	一その他のもの		KG	129	一その他のもの		KG
	一その他のもの				一その他のもの		
	一小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるも				一小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項に		

(※ 朱書き部分：改正箇所)

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第七七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	の（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）				において「飼料用のもの」という。）		
	-----学校等給食用のもの				-----学校等給食用のもの		
211	-----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG	211	-----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG
212	-----その他のもの		KG	212	-----その他のもの		KG
	-----飼料用のもの				-----飼料用のもの		
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG	216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG
217	-----その他のもの		KG	217	-----その他のもの		KG
	----その他のもの				----その他のもの		
221	----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	221	----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
	----その他のもの				----その他のもの		
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG
229	-----その他のもの		KG	229	-----その他のもの		KG
0402. 21				0402. 21			
∫	(省 略)			∫	(同 左)		
0402. 99				0402. 99			

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第七七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかに問わない。）			22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかに問わない。）		
2207.10	－エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）			2207.10	－エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）		
	――アルコール分が90%以上のもの				――アルコール分が90%以上のもの		
	―――工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの				―――工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの		
121	―――工業用アルコールの製造の用に供するもの		L	121	―――工業用アルコールの製造の用に供するもの		L
122	―――酢酸エチルの製造の用に供するもの		L	122	―――酢酸エチルの製造の用に供するもの		L
123	―――エチルアミンの製造の用に供するもの		L	123	―――エチルアミンの製造の用に供するもの		L
	―――その他のもの				―――その他のもの		
130	―――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L	130	―――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L
	―――その他のもの			190	―――その他のもの		L
191	―――バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの		L		（新規）		
199	―――その他のもの		L		（新規）		
	――その他のもの				――その他のもの		

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第七七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2207.20	220	---		2207.20	220	---	
	290	---	L		290	---	L
29.09	<p>エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)</p>			29.09	<p>エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (同 左)</p>		
2909.11	---			2909.11	---		
2909.19	---			2909.19	---		
010	<p>---エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が関税暫定措置法施行令で定めるところにより証明されたもの</p>	KL	KG	010	<p>---エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエタノールを原料として製造したものである旨が関税暫定措置法施行令で定めるところにより証明されたもの</p>	KL	KG
091	<p>---その他のもの ----飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体</p>		KG	091	<p>---その他のもの ----飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体</p>		KG

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第七七号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
2909.20	099	-----その他のもの		KG	2909.20	099	-----その他のもの		KG
5		(省略)			5		(同左)		
2909.60					2909.60				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
（他法令による許可、承認等の確認） 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 （1）～（4）（省略） 別表第1			（他法令による許可、承認等の確認） 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 （1）～（4）（省略） 別表第1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. （省略）	（省略）	（省略）	イ. （省略）	（省略）	（省略）
ロ. 輸入制限、禁止関係 （イ）～（ウ） （省略）	（省略）	（省略）	ロ. 輸入制限、禁止関係 （イ）～（ウ） （省略）	（省略）	（省略）
（カ）主要食糧の需給及び価格安定に関する法律（平成6年法律第113号）	第30条（（米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し）） 第31条（（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）） 第34条（（米穀等の輸入）） 第42条（（麦等の輸入を目的とする買入れ及び売渡し）） 第45条（（麦等の輸入）） 主要食糧の需給及び価格安定に関する法律施行令第8条	（1）第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」の写し、及び「領収証書」 <u>なお、「米穀等輸入納付金納付申出書」が地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u> また、変更申出があった場合には、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書	（カ）主要食糧の需給及び価格安定に関する法律（平成6年法律第113号）	第30条（（米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し）） 第31条（（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）） 第34条（（米穀等の輸入）） 第42条（（麦等の輸入を目的とする買入れ及び売渡し）） 第45条（（麦等の輸入）） 主要食糧の需給及び価格安定に関する法律施行令第8条	（1）第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」の写し、及び「領収証書」 また、変更申出があった場合には、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
	（（納付金の納付手続））	<p>」の写し、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</p> <p><u>なお、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「米穀等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u></p> <p>(2) 第 30 条第 2 項の規定により政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀(等)買入委託契約書」の写し</p> <p>(3) 第 31 条第 1 項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀(等)の特別売買契約書」の写し</p> <p>(4) 第 42 条第 5 項において準用する第 30 条第 2 項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計</p>		（（納付金の納付手続））	<p>(2) 第 30 条第 2 項の規定により政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀(等)買入委託契約書」の写し</p> <p>(3) 第 31 条第 1 項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀(等)の特別売買契約書」の写し</p> <p>(4) 第 42 条第 5 項において準用する第 30 条第 2 項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し</p> <p>(5) 第 43 条第 1 項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦(等)の特別売買契約書」の写し</p> <p>(6) 第 45 条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」</p> <p>ただし、暫定法第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し（「領収証書」の発行はない）</p> <p><u>なお、「麦等輸入納付金納付申出書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u></p> <p>また、変更申出があった</p>		<p>支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し</p> <p>(5) 第 43 条第 1 項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦(等)の特別売買契約書」の写し</p> <p>(6) 第 45 条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」</p> <p>ただし、暫定法第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し（「領収証書」の発行はない）</p> <p>また、変更申出があった場合には、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ヨ)～(リ) (省略)	(省略)	<p>場合には、「<u>麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書</u>」の写し、納入告知書番号を記載した「<u>麦等輸入納付金決定通知書</u>」及び「<u>領収証書</u>」</p> <p><u>なお、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「麦等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</u></p>	(ヨ)～(リ) (省略)	(省略)	(省略)
(ツ)石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)	第 <u>16</u> 条((登録))	第15条第2項の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し	(ツ)石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)	第 <u>13</u> 条((登録))	第15条第2項の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し
(ネ)～(ム) (省略)	(省略)	(省略)	(ネ)～(ム) (省略)	(省略)	(省略)

米麦等の輸入納付金と通関手続きについて

通関時に税関へ提示している「申出書の写し」「領収証書（原本）」が、電子媒体での提示で通関手続きが可能となります。

通関手続きに提示
している書類（従来）

電子媒体等による通関手続きに提示
する電子ファイル（追加）

申出書の写し

申出書の写し（電子署名されたPDF）
関東農政局窓口から交付

領収証書
（原本）

領収証書の写し（電子ファイル）
申出者作成、電子ファイルは輸出入・港湾関連情報処理
システム（NACCS）より提出可能な形式（PDF、JPEGなど）
※ 電子ファイル形式は、税関にお問合せください

税関へ提示
（送信）

（従来の紙媒体での通関手続きも引き続き可能です。詳細はお近くの税関にお問合せください。）

具体的な手順

① 米麦等輸入納付金の納付申出

電子媒体での通関手続きを希望される方は、**電子媒体交付依頼書（様式17号）**を提出してください。（追加）
（電子媒体交付依頼書は、関東農政局（東京・神奈川支局）の窓口を用意してあるほか、ホームページからも印刷することができます。） ※ 従来の米麦等輸入納付金納付申出書の添付書類と一緒に提出してください。

② 納入告知書の交付

関東農政局窓口において、申出内容を審査し、不備がなければ申出書の写し（納入告知書整理番号記載のもの）及び納入告知書を交付します。（従来どおり）
この時、**関東農政局窓口のメールアドレス（電子申請用）**をお知らせします。（追加）

③ 納付金の納付

納入告知書の交付を受けたら、お近くの金融機関（日本銀行代理店）等で納付をお願いします。（従来どおり）

④ 領収証書の写しのメール送信

申出者は、関東農政局窓口のメールアドレス（電子申請用）へ**領収証書の写し（電子ファイル）**をメールで送信してください。
（領収証書の写しの電子ファイルは、申出者が作成願います。〔NACCSより提出可能な形式（PDF、JPEGなど）〕）（追加）

⑤ 申出書の写し（PDF）の交付

関東農政局窓口は、**会計システムにより納付を確認した後、申出書の写し（PDF）**をメールで返信します。（追加）
（注：納付確認にはシステムの関係で4日間程度が必要となりますので、予めご了解願います。）

⑥ 通関手続

通関手続きの際に、「**領収証書の写し（電子ファイル）**」と、⑤で交付された「**申出書の写し（PDF）**」を、税関へ提示（送信）してください。（追加）

注：申出書の写し（PDF）は、食糧法に基づく納付金の納付を、農林水産省が確認したことを証明するものです。
領収証書の写し（電子ファイル）とセットで税関へ提示する必要があります。

一般特惠関税制度(GSP)における税関以外の原産地証明書発給機関

● GSPにおいては、税関以外の機関が原産地証明書を発給する場合には、当該機関は、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認める機関である必要があります(関税暫定措置法施行令第27条第4項)。

● 以下のリストに掲載されている発給機関はいずれも、我が国に事前通知がなされた税関以外の発給機関であり、税関長が適当と認める機関となります。

● なお、原産地証明書の発給機関名が掲載されている発給機関名と異なる場合や、掲載されていない場合には、輸出者に事実関係(発給機関からの通知漏れでないかどうか等)を確認の上、必要に応じ、原産地調査官にお問い合わせください。

平成28年4月1日現在

国又は地域名	発給機関名
アゼルバイジャン	Ministry of Economic Development, Commodity Certification Center
アルジェリア	Chambre de Commerce et d' Industrie
アンゴラ	Ministerio do Comercio
アルゼンチン	Secretaria de Comercio Exterior Subsecretaria de Comercio Exterior
イエメン	Chamber of Commerce and Industry
イラン	Chamber of Commerce, Industries, Mines & Agriculture
インド	Ministry of Commerce & Industry, Govt. of India Marine Products Export Development Authority Textile Committee, Gov. of India
インドネシア	Ministry of Trade
ウガンダ	Uganda Export Promotion Board
ウクライナ	The Ukrainian Chamber of Commerce and Industry
ウズベキスタン	Ministry for Foreign Economic Relations, Investments and Trade of the Republic of Uzbekistan Open Joint-stock Company "UZBEKEXPERTIZA"
ウルグアイ	MINISTERIO DE ECONOMIA Y FINANZAS Chamber of Industries of Uruguay Chamber of Commerce and Services of Uruguay Commercial Chamber of National Products of Uruguay
エクアドル	Agencia Ecuatoriana de Aseguramiento de la Calidad del Agro (AGROCALIDAD) Agencia de Regulacion y Control Hidrocarburifero (ARCH) Ministerio de Agricultura, Ganaderia, Acuicultura y Pesca (MAGAP) Ministerio de Industrias y Productividad Ministerio de Comercio Exterior
エジプト	General Organization For Exports & Imports Control (Ministry of Industry & Foreign Trade)
エルサルバドル	Banco Central de Reserva de El Salvador, Centro de Trámites de Importaciones y Exportaciones (CIEX El Salvador)
ガーナ	Ghana National Chamber of Commerce and Industry
カザフスタン	National Chamber of Entrepreneurs of Kazakhstan
カンボジア	Ministry of Commerce
キューバ	Camara de Comercio de la Republica de Cuba
キリバス	Ministry of Commerce, Industry and Cooperative
キルギス	The Chamber of Commerce and Industry of the Kyrgyz Republic
グアテマラ	Direccion de Administracion del Comercio Exterior, Ministerio de Economia
コスタリカ	Foreign Trade Corporation of Costa Rica
コロンビア	Ministerio de Comercio, Industria y Turismo
ジャマイカ	Trade Board Limited
ジョージア	Chamber of Commerce and Industry of the Autonomous Republic of Adjara
スーダン	Union of Chamber of Commerce
スリランカ	Department of Commerce
セネガル	Agence Senegalaise de Promotion des Exportations (ASEPEX)
セルビア	Chamber of Commerce and Industry of Serbia
タイ	Department of Foreign Trade, Ministry of Commerce
タジキスタン	Chamber of Commerce and Industry of the Republic of Tajikistan
チリ	Servicio Nacional de Pesca y Acuicultura, Ministerio de Economia Fomento y Turismo Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA), Federacion Gremial Ministerio de Agricultura CAMARA NACIONAL DE COMERCIO
中央アフリカ	Office de réglementation de la commercialisation et du contrôle du conditionnement des produits agricoles
中華人民共和国	国家質量監督檢驗檢疫總局(出入境檢驗檢疫局)
トルコ	Chamber of Commerce Chamber of Industry Chamber of Commerce and Industry Turkish Exporters Assembly (TIM)
ニカラグア	Centro de Tramites de las Exportaciones (CETREX)
ハイチ	Ministere du Commerce et de L'industrie

国又は地域名	発給機関名
パキスタン	Trade Development Authority of Pakistan, Ministry of Commerce
パナマ	Ministerio de Comercio e Industrias
バブアニューギニア	Department of Foreign Affairs and Trade
パラグアイ	Ministerio de Industria y Comercio
バングラデシュ	Export Promotion Bureau Bangladesh Jute Mills Corporation
ブータン	Ministry of Economic Affairs
ブラジル	BANCO DO BRASIL S.A.
ベトナム	Vietnam Chamber of Commerce and Industry
ベナン	Ministère de l'Industrie, du Commerce, des Pétites et Moyennes Entreprises
ベラルーシ	Chamber of Commerce and Industry
ペルー	Ministerio de Comercio Exterior y Turismo
ボスニア・ヘルツェゴビナ	The Foreign Trade Chamber of Commerce Bosnia and Herzegovina
ポリビア	Servicio Nacional de Verificación de Exportaciones (SENAVEX)
ホンジュラス	Secretaria de Industria y Comercio
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	Economic Chamber of Macedonia
マダガスカル	Chamber de Commerce et d'Industrie d'Antananarivo
マラウイ	Malawi Confederation of Chambers of Commerce and Industry
マレーシア	Ministry of International Trade and Industry
南アフリカ共和国	Chamber of Commerce and Industry
ミャンマー	Ministry of Commerce
メキシコ	Secretaria De Economia Direccion General De Comercio Exterior
モーリシャス	MINISTRY OF INDUSTRY, COMMERCE & CONSUMER PROTECTION
モルドバ	The Chamber of Commerce and Industry of the Republic of Moldova
モンゴル	Mongolian National Chamber of Commerce and Industry
ラオス	Ministry of Industry and Commerce
ルワンダ	Ministere du Commerce, de L'Industrie et du Tourisme
レバノン	Ministere de l'Industrie

<原産品申告書兼明細書作成要領>

原産品申告書兼明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1.	輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所												
	原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス（第三国インボイスを除く。）の番号・日付。												
2.	仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)												
	例えば、グロス重量又はネット重量。製品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。												
No. 1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">3.</td> <td> 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">品名の記載は、製品の仕入書における品名と HS 関税分類を十分関連付けられるようにする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.</td> <td> 関税分類番号 (6桁、HS 2012) (製品の関税分類番号を6桁レベル (HS2012年版) で記載。) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.</td> <td> 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/>WO <input type="checkbox"/>PE <input type="checkbox"/>PSR (<input type="checkbox"/>CTC・<input type="checkbox"/>VA・<input type="checkbox"/>SP・<input type="checkbox"/>DMI・<input type="checkbox"/>ACU) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.</td> <td> 上記5.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 (5欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。) ・WO: 豪州において完全に得られた製品であることを確認できる事実 ・PE: すべての一次材料 (製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。) が原産材料となっていることが確認できる事実 ・CTC: すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類変更があることが確認できる事実 ・VA: 製品の FOB 価額とすべての非原産材料の価額による計算式 (原産資格割合 = (製品の FOB 価額 - 非原産材料の価額) / 製品の FOB 価額 × 100) によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実 ・SP: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準: 輸入しようとする製品が日豪 EPA に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">製品に適用する原産性の基準について、WO、PE、PSR、のいずれか1つを記載する (PSR と記載した場合には、CTC (関税分類変更基準)、VA (付加価値基準)、SP (加工工程基準) のいずれかを併記)。また必要に応じて DMI、ACU にチェックを付す。</td> </tr> </table>	3.	製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量		品名の記載は、製品の仕入書における品名と HS 関税分類を十分関連付けられるようにする。	4.	関税分類番号 (6桁、HS 2012) (製品の関税分類番号を6桁レベル (HS2012年版) で記載。)	5.	適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	6.	上記5.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 (5欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。) ・WO: 豪州において完全に得られた製品であることを確認できる事実 ・PE: すべての一次材料 (製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。) が原産材料となっていることが確認できる事実 ・CTC: すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類変更があることが確認できる事実 ・VA: 製品の FOB 価額とすべての非原産材料の価額による計算式 (原産資格割合 = (製品の FOB 価額 - 非原産材料の価額) / 製品の FOB 価額 × 100) によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実 ・SP: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準: 輸入しようとする製品が日豪 EPA に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実		製品に適用する原産性の基準について、WO、PE、PSR、のいずれか1つを記載する (PSR と記載した場合には、CTC (関税分類変更基準)、VA (付加価値基準)、SP (加工工程基準) のいずれかを併記)。また必要に応じて DMI、ACU にチェックを付す。
3.	製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量												
	品名の記載は、製品の仕入書における品名と HS 関税分類を十分関連付けられるようにする。												
4.	関税分類番号 (6桁、HS 2012) (製品の関税分類番号を6桁レベル (HS2012年版) で記載。)												
5.	適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)												
6.	上記5.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 (5欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。) ・WO: 豪州において完全に得られた製品であることを確認できる事実 ・PE: すべての一次材料 (製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。) が原産材料となっていることが確認できる事実 ・CTC: すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類変更があることが確認できる事実 ・VA: 製品の FOB 価額とすべての非原産材料の価額による計算式 (原産資格割合 = (製品の FOB 価額 - 非原産材料の価額) / 製品の FOB 価額 × 100) によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実 ・SP: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準: 輸入しようとする製品が日豪 EPA に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実												
	製品に適用する原産性の基準について、WO、PE、PSR、のいずれか1つを記載する (PSR と記載した場合には、CTC (関税分類変更基準)、VA (付加価値基準)、SP (加工工程基準) のいずれかを併記)。また必要に応じて DMI、ACU にチェックを付す。												
No. 2	<<複数産品の場合、上記3~6の項目について記載>>												
7.	その他の特記事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 第三国のインボイスを使用する場合その旨を明記するとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。 </div>												

8. 以上のとおり、3. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 _____

輸入者の氏名又は名称 _____

印又は署名 _____

輸入者の住所又は居所 _____

代理人の氏名又は名称 _____

印又は署名 _____

代理人の住所又は居所 _____

自署又は署名の形状の印字。

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、CTC: 関税分類変更基準、VA: 付加価値基準、SP: 加工工程基準、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積